

県政令指定都市移行支援本部の設置等について

県政令指定都市移行支援本部の設置等、政令市移行に向けた県と市の取組状況は、次のとおりである。

1 県政令指定都市移行支援本部の設置（別紙1参照）

（1）設置日

平成19年7月2日

（2）設置目的

政令市移行を目指す岡山市の取組に対する全庁的な支援体制を整備する。

（3）所掌事項

政令市移行に係る支援、調整に関すること等

（4）組織

本部長（知事）、副本部長（副知事）、本部員（公営企業管理者、各部局長等）で構成する。

また、支援本部に幹事会を置く。

2 政令指定都市移行県市連絡会議の設置（別紙2参照）

（1）設置日

平成19年7月10日

（2）目的

岡山市の政令市移行に必要な事項に係る連絡調整や情報交換並びに県から市への事務移譲等に関する協議調整等を行う。

（3）組織

①県市連絡会議

次の関係職員をもって組織する。

〔県〕企画振興部長、総務部長、人事課長、行政改革推進室長、財政課長、市町村課長

〔市〕副市長（企画局担当）、理事（行政改革担当）、総務局長、企画局長、財政局長

②総合調整部会

県市連絡会議に付議する事項について、あらかじめ協議・調整するため、総合調整部会を置く。

③専門部会

県市連絡会議の所掌事務に係る各部門ごとの詳細を協議し、また、事務の引継ぎを円滑に進めるため、専門部会を置く。

(4) 第1回会議の内容 (H19.7.10開催)

① 県市連絡会議の組織

- ・ 県市連絡会議の規約の承認
- ・ 役員を選任

〔会 長〕 県企画振興部長

〔副会長〕 県総務部長、岡山市副市長

② 政令市移行に向けた考え方

- ・ 市の目指す都市像等について市から説明 (別添資料参照)

③ 県市連絡会議の進め方

- ・ スケジュール、県・市それぞれの考え方の説明
- ・ 協議対象の法令移譲事務等 (研究会の整理による) (別紙3参照)

〔 ・ 政令市が必ず行い、又は行うことができる事務で1,183項目
・ 調査時点以降の法改正に伴う新たな事務等も含め、今後、
県市連絡会議での協議により、移譲する事務を決定する。 〕

- ・ 岡山市政令市移行に係る基本原則を確認 (別紙4参照)

3 岡山市の最近の動向

市は、平成19年7月11日付けで、岡山市行政区画等審議会を設置した。概要については次のとおり。

市行政区画等審議会 (岡山市発表資料から)

(1) 目的

地方自治法の規定に基づいて区が設けられることから、岡山市が指定都市に移行する場合における区に関し必要な事項を調査審議するため、岡山市行政区画等審議会を設置するもの。

(2) 条例の概要

- ① 名 称 岡山市行政区画等審議会
- ② 組 織 会長、副会長及び委員
- ③ 委 員 20人以内で構成
学識経験者、関係行政機関の職員、市長が適当と認める者
- ④ 事 務 行政区画の編成及び区役所位置その他区に関し必要な事項の調査審議

(3) 審議会の開催

7月17日に第1回審議会が開催される予定

岡山県政令指定都市移行支援本部設置要綱

(設置目的)

第1条 政令指定都市移行を目指す岡山市の取組に対する全庁的な支援体制を整備するため、「岡山県政令指定都市移行支援本部」(以下「支援本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 政令指定都市移行に係る支援、調整に関すること。
- (2) その他政令指定都市への移行について必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成するものとし、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 支援本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に支障があるときは、副本部長又は本部長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 支援本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は代表幹事及び幹事で構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、主宰する。

(庶 務)

第6条 支援本部の庶務は、企画振興部市町村課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

別表1 (第3条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	公営企業管理者、政策審議監、知事室長、総務部長、企画振興部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、備前県民局長、教育長、警察本部長

別表2 (第5条関係)

代表幹事	企画振興部次長、総務部次長
幹 事	公聴広報課長、総務学事課長、人事課長、行政改革推進室長、財政課長、企画振興課長、地域振興課長、市町村課長、県民生活課長、保健福祉課長、産業企画課長、農政企画課長、監理課長、会計課長、備前県民局長次長、教育庁総務課長、警察本部警務課長、企業局総務企画課長

政令指定都市移行県市連絡会議規約

(設置)

第1条 岡山県（以下「県」という。）と岡山市（以下「市」という。）は、市の政令指定都市移行に必要な事項に係る連絡調整や情報交換並びに県から市への事務移譲等に関する協議調整等を行うため、政令指定都市移行県市連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、別表第1に掲げる県市それぞれの関係職員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は構成する関係職員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡会議を主宰し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 連絡会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(総合調整部会)

第5条 連絡会議に付議する事項について、あらかじめ協議・調整するため、連絡会議に総合調整部会を置く。

2 総合調整部会は、別表第2に掲げる県市の関係職員をもって組織し、必要に応じ開催する。

3 総合調整部会には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 連絡会議の所掌事務に係る各部門ごとの詳細を協議し、また、事務の引継ぎを円滑に進めるため、連絡会議に専門部会を置く。

2 専門部会は各部門ごとに組織し、運営その他必要な事項は、連絡会議が別に定める。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、岡山県企画振興部市町村課及び岡山市企画局政令指定都市推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県市間で協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年7月10日から施行する。

別表第1（第2条関係）

岡山県	岡山市
企画振興部長	副市長（企画局担当）
総務部長	理事（行政改革担当）
人事課長	総務局長
行政改革推進室長	企画局長
財政課長	財政局長
市町村課長	

別表第2（第5条関係）

岡山県	岡山市
市町村課長	企画局長
人事課長	理事（行政改革担当）
行政改革推進室長	総務局長
財政課長	財政局長

協議対象の法令移譲事務等（研究会の整理による）

【法令必須事務、法令任意事務、国の要綱・通知等による事務】

番号	事務の名称	件数
----	-------	----

大項目：1- 民生行政に関する事務

1	児童福祉に関する事務	68
2	社会福祉に関する事務	2
3	身体障害者の福祉に関する事務	4
4	生活保護に関する事務	1
5	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	63
6	発達障害者支援に関する事務	7
7	知的障害者の福祉に関する事務	3
8	障害者基本法に関する事務	1
9	老人保健に関する事務	1
10	登録免許税に関する事務	1
11	児童虐待の防止に関する事務	8
12	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する事務	7
13	国民生活基礎調査（統計法）に関する事務	2
14	障害者自立支援に関する事務	22

大項目：2- 保健衛生行政に関する事務

15	動物の愛護及び管理に関する事務	1
16	水道法に関する事務	2

大項目：3- 都市計画・建設行政に関する事務

17	公有地の拡大の推進に関する事務	3
18	多極分散型国土形成促進に関する事務	1
19	被災市街地復興特別措置法に関する事務	1
20	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する事務	1
21	都市計画に関する事務	11
22	土地区画整理事業に関する事務	16
23	都市再開発に関する事務（道路関連）	5
24	流通業務市街地の整備に関する事務	4
25	下水道法に関する事務	4
26	国土利用計画に関する事務	37
27	国土形成計画に関する事務	1

番号	事務の名称	件数
----	-------	----

大項目：4- 土木行政に関する事務

28	公共土木施設災害復旧に関する事務	5
29	駐車場に関する事務	4
30	河川に関する事務	190
31	幹線道路の沿道の整備に関する事務	13
32	環境影響評価に関する事務（道路、河川関連）	3
33	軌道に関する事務	14
34	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事務	1
35	漁港漁場整備法に関する事務（河川関連）	1
36	共同溝の整備等に関する事務	23
37	交通安全施設等整備事業の推進に関する事務	7
38	港湾に関する事務（河川関連）	1
39	高速自動車国道に関する事務	6
40	砂利採取に関する事務	7
41	採石に関する事務	1
42	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する事務	4
43	自転車道の整備等に関する事務	1
44	水産資源保護に関する事務（河川関連）	1
45	独立行政法人水資源機構に関する事務	2
46	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する事務	12
47	石油パイプラインの設置に関する事務	3
48	鉄道事業に関する事務	1
49	電気事業に関する事務（河川関連）	2
50	電線共同溝の整備等に関する事務	35
51	都市モノレールの整備の促進に関する事務	1
52	独立行政法人都市再生機構に関する事務	9
53	踏切道の改良促進に関する事務	9
54	道路の修繕に関する事務	4
55	道路運送に関する事務	6
56	道路交通に関する事務	5
57	道路整備費の財源等の特例に関する事務	4
58	道路整備特別措置に関する事務	31

番号	事務の名称	件数
59	道路に関する事務	171
60	特定水道利水障害の防止のための事務	2
61	不動産登記に関する事務（河川関連）	5
62	有線テレビジョンに関する事務	2
63	有線ラジオに関する事務	2
64	交通安全対策基本法に関する事務	1
65	土地収用に関する事務	2
66	土地改良に関する事務（道路、河川関連）	3
67	特定都市河川浸水被害対策に関する事務	10
68	都市鉄道等利便増進に関する事務（道路関連）	1
69	景観に関する事務（道路関連）	3
70	都市再生に関する事務（道路関連）	6
71	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する事務（道路関連）	2
72	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する事務（道路関連）	1
73	電気通信事業に関する事務（道路関連）	1
74	自衛隊に関する事務（道路関連）	1
75	密集市街地における防災地区の整備の促進に関する事務（道路関連）	6
76	新住宅市街地開発に関する事務（道路、河川関連）	3
77	住宅地区改良に関する事務（道路関連）	2

大項目：5- 文教行政に関する事務

78	地方教育行政の組織及び運営に関する事務	4
79	文化財保護に関する事務	12
80	教育公務員特例法に関する事務	2
81	市町村立学校職員給与負担に関する事務	1
82	地方青少年問題協議会に関する事務	1
83	幼稚園の設置、廃止等の届出に関する事務	1

大項目：6- 環境保全行政に関する事務

84	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する事務	12
----	-----------------------------	----

大項目：7- 産業・経済行政に関する事務

85	工場立地に関する事務	1
86	大規模小売店舗の立地に関する事務	24

番号	事務の名称	件数
87	中小企業支援に関する事務	6
88	独立行政法人中小企業基盤整備機構に関する事務	1
89	中小企業の新たな事業活動の促進に関する事務	11
90	卸売市場に関する事務	1

大項目：8- その他行政に関する事務

91	地方公営企業に関する事務	2
92	地方公務員災害補償基金に関する事務	4
93	人事委員会に関する事務	1
94	地方交付税に関する事務	1
95	地方特例交付金に関する事務	1
96	地方債に関する事務	1
97	当せん金付証票に関する事務	16
98	災害弔慰金の支給等に関する事務	1
99	土地譲渡益重課制度の適用除外に係る認定事務（租税特別措置に関する事務）	6
100	武力攻撃事態等における国民の保護に関する事務	32
101	地方行政連絡会議に関する事務	1
102	地方独立行政法人に関する事務	3
103	公安委員に関する事務	1
104	消防組織に関する事務	1
法令移譲事務（小計）		1,055
国の要綱・通知等に基づく事務（小計）		128
法令及び国の要綱・通知等（合計）		1,183

- (注) 1 平成18年11月15日付け調査に基づき県市研究会で取りまとめたもの。
2 調査後の法令改正、単なる経由事務等により、調査に反映されていない事務あり。

第1回政令指定都市移行県市連絡会議（19.7.10）

岡山市政令市移行に係る基本原則について

1 基本姿勢

岡山市は、真の分権型社会にふさわしい自立した政令市を目指し、岡山県は、その取組に最大限協力

2 事務・権限移譲に係る基本的な考え方

岡山市は、都市ビジョンで示す政令市・岡山の都市像実現と自立した政令市を目指し、岡山県は、これに必要となる事務・権限を全て移譲

3 行財政改革の推進

岡山県及び岡山市は、県・市を通じた効率的事務執行や人材の確保・育成等に向けて相互に努力

4 協議の進め方

岡山県及び岡山市は、県民・市民の視点に立って、必要な情報を共有しながら、誠実かつ精力的に協議